

徵 徵 6 - 2
令和2年1月 31 日

各 国税局 徴収部長 殿
沖縄国税事務所 次 長

国税庁 徴収部長

差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る
預貯金債権の差押えについて（指示）

標題のことについては、下記により適切に対応されたい。

（趣旨）

給与が振り込まれた預金口座に対して実施した預金債権の差押処分につき、その差押えが実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押されたものと同視できる場合、給与により形成された部分のうち国税徴収法第76条（給与の差押禁止）に基づいて計算した差押可能金額を超える部分については、同条第1項及び第2項の趣旨に反し、違法となる旨の判決（大阪高裁令和元年9月26日判決）があつたため、その判決を踏まえた取扱いを指示するものである。

記

1 入出金状況の調査の確実な実施

滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応することとしている。このため、預貯金債権の差押えに当たっては、滞納者の現況の確認に必要な範囲で入出金状況を把握することとし、国税徴収法第76条の給料等（同法第77条の社会保険制度に基づく給付を含む。以下同じ。）又は児童手当等の法律上差押えが禁止されている給付（以下、これらを併せて「差押禁止債権等」という。）の振込みの有無を確認する。

（注）緊急事案等で上記の把握が困難な場合は、差押え後に必要な調査を行うこととし、実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視できると判断されるおそれがある場合には、差押解除（国税徴収法第152条第2項等）をするなど適切に対応する。

2 差押禁止債権等が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押え

差押禁止債権等が金融機関の預貯金口座に振り込まれたことにより生じた預貯金債権は、原則として、差押禁止債権等としての属性を承継するものではないことから、その全額を差し押さえることができる。ただし、当該預貯金債権を差し押さえることが実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視され得る場合には、その差押禁止部分について、差押禁止の趣旨に反し違法と判断されるおそれがあることから、当該預貯金債権の差押えに当たっては、次の事項に留意する。

なお、差押えの可否等の判断が困難な場合は、局徴収課（特整部門にあっては特整総括課等。以下同じ。）へ照会の上、対応する。

(1) 実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視され得る場合

預貯金口座への入金が差押禁止債権等の振込みのみである場合は、その預貯金債権を差し押さえることが実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視され得ることから、当該預貯金債権のうち、下記(2)及び(3)に定める差押可能部分以外の部分については差押えを行わない。

なお、上記以外の場合において、振り込まれた差押禁止債権等とそれ以外の入出金（額）の状況等によって、その預貯金債権を差し押さえることが実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視され得るときには、上記取扱いに準じる。

(2) 給料等が振り込まれた預貯金口座に係る差押可能金額の算出方法

預貯金債権を差し押さえることが実質的に給料等を差し押さえるものと同視され得る場合における当該預貯金債権の差押可能金額は、当該預貯金口座に振り込まれた給料等の振込額から当該給料等に係る差押禁止額を控除して算出する。この場合における当該給料等に係る差押禁止額は、給料等については所得税、地方税及び社会保険料等につき源泉徴収等がされた後の金額が振り込まれることから、国税徴収法第76条第1項第4号及び第5号の金額の合計額又は同条第4項第3号及び第4号の金額の合計額となる（国税徴収法基本通達第76条関係5、6及び7参照）。

また、緊急事案等で差押禁止額の算定の基礎となる滞納者の現況等を把握できない場合は、把握可能な情報を基に差押禁止額を算出して差し支えない。

この場合は、差押え後に必要な調査を行うこととし、その差押えが上記差押可能金額を超えていると認められるときは、その部分の差押解除（国税徴収法第152条第2項等）をするなど、適切に対応する。

(3) 差押禁止の趣旨との関係

差押禁止債権等が金融機関の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、その給付の目的が既に完了^(注)しており、差押えが禁止された趣旨に反しないと認められるときは、預貯金債権の差押えに当たり、当該差押禁止債権等を考慮する必要はない。

なお、給料等が金融機関の預貯金口座に振り込まれ、給付の目的が完了していない場合においても、当該預貯金口座以外に最低生活を維持するのに十分な財産

を有していると認められる事案、滞納者の家族構成や世帯としての収入の状況からすると当該預貯金債権の差押えが直ちに滞納者の最低生活の維持を困難にするとは認められない事案、又は財産の隠ぺい等により差押えを免れようとしている事案など、滞納者個々の実情によって当該預貯金債権の差押えの適法性・妥当性の判断が異なることが考えられる。そのため、これらの事案について、給料等が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えを行う場合は、局徴収課を通じ、庁徴収課へ照会の上、対応する。

(注) 「給付の目的が既に完了」したものとして、次のようなものが挙げられる。

- 1 滞納者の預貯金口座に入金された学資支給金であって、その支給の目的である学費等が納入済みの場合の当該学資支給金
- 2 滞納者の預貯金口座に入金された児童手当であって、その児童手当の支給対象者が受給資格を喪失している場合の当該児童手当
- 3 滞納者の預貯金口座に入金された前月分の給料等であって、その入金の後に当月分の給料等の入金がある場合の当該前月分の給料等

3 その他留意事項

滞納者の権利保護の観点から、差し押さえた預貯金債権の取立ては、原則として、差押えをした日から 10 日間程度の間隔を置いた上で行う。